

越生町立小中学校二学期制継続検証委員会設置要綱

令和3年9月24日

教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越生町立小中学校で二学期制を導入して15か年が経過することを踏まえ、越生町立小中学校の二学期制の継続について検証する越生町立小中学校二学期制継続検証委員会(以下「検証委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 検証委員会は、越生町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 二学期制の実施状況並びに成果及び課題に関する事項
- (2) 二学期制を今後継続するかについての検討事項
- (3) その他前条の趣旨を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検証委員会は、委員30名以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 小中学校長(3名)
- (2) 小中学校教務主任(3名)
- (3) 小中学校担任教諭(3名)
- (4) 小中学校PTA(3名)
- (5) 小学校保護者(2名)
- (6) 中学校保護者(2名)
- (7) 学校運営協議会委員(3名)
- (8) 教育委員(4名)
- (9) 学識経験者(2名)
- (10) 町議会議員(2名)
- (11) 公募委員(3名以内)

(委員長及び副委員長)

第4条 検証委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は教育長職務代理者がこれにあたる。

3 副委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、検証委員会がその目的を達成したときまでとする。

(会議)

第6条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、越生町教育委員会学務課事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。